2　郵便料金納付及びその手段

2.1　加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要なすべての措置をとることを約束する。

2.1.1　通用中の又は通用が廃止された郵便切手

2.1.2　郵便料金納付の印影

2.1.3　料金計器又は印刷機による印影

2.1.4　国際返信切手券

2.2　この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得を得ることを意図して行われた行為であって次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。

2.2.1　郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為

2.2.2　変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を使用し、流布し、販売し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は広告する行為

2.2.3　既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為

2.2.4　これらの違反行為の未遂

3　相互主義

3.1　処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。

第二部　通常郵便及び小包郵便に適用される規則

第一章　業務の提供

第十二条　基礎業務

1　加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

2　通常郵便物とは、次のものをいう。

2.1　重量二キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物

2.2　重量二キログラムまでの書状、郵便葉書、印刷物及び小形包装物

2.3　重量七キログラムまでの点字郵便物

2.4　重量三十キログラムまでの同一名あて地の同一受取人にあてた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋

3　通常郵便物は、通常郵便に関する施行規則に従って、郵便物の取扱速度又は郵便物の内容品により分類される。

4　2に定める重量制限を超える重量制限は、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。

5　8に規定する場合を除くほか、加盟国は、更に、その指定された事業体が、この条約の定めるところにより、又は自国から発送する小包の場合においては二国間の取決めを行った後に利用者に一層有利な他の方法により、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

6　重量二十キログラムを超える重量制限は、小包郵便に関する施行規則に定める条件に従って、特定の種類の小包郵便について任意に適用する。

7　その指定された事業体が小包の運送を行っていない加盟国は、運送企業にこの条約の規定を実施させることができる。このような加盟国は、小包郵便業務を、運送企業によって運送が行われる地域から発出し、又は当該地域にあてた小包に限定することができる。

8　5の規定にかかわらず、二千一年一月一日前に小包郵便物に関する約定の締約国でなかった加盟国は、小包郵便業務を提供する義務を負わない。

第十三条　追加の業務

1　加盟国は、次の義務的なかつ追加の業務の提供を確保する。

1.1　自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務

1.2　優先通常郵便物又は航空通常郵便物に係る郵便業務を提供していない名あて国に対して自国から発送する非優先通常郵便物及び平面路通常郵便物に係る書留郵便業務

1.3　自国あてのすべての通常郵便物に係る書留郵便業務

2　優先通常郵便物又は航空通常郵便物に係る郵便業務を提供している名あて国に対して加盟国から発送する非優先通常郵便物及び平面路通常郵便物に係る書留郵便業務の提供は、任意とする。

3　加盟国又はその指定された事業体は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務を任意のものとして確保することができる。

3.1　通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務

3.2　通常郵便物に係る配達記録郵便業務

3.3　通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務

3.4　通常郵便物及び小包に係る速達業務

3.5　書留通常郵便物、配達記録通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務

3.6　通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便業務

3.7　壊れやすい小包及び取扱困難な小包に係る業務

3.8　一の差出人から外国にあてて多量に差し出される小包の発送業務

4　次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。

4.1　基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もっとも、同業務の返信に係る業務については、すべての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。